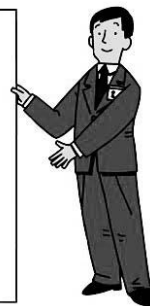


あなたのお家は大丈夫!?

～住宅の耐震化を助成します～

産業建設課
お知らせ



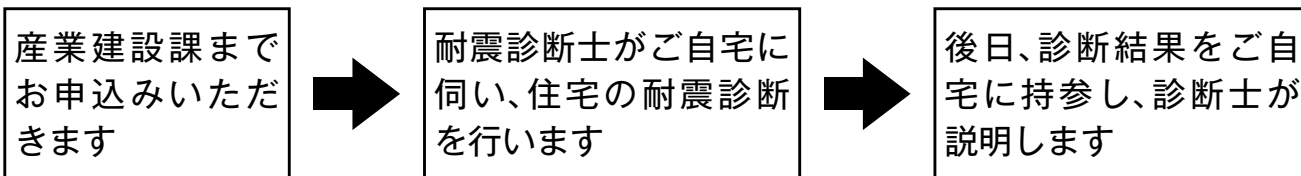
お問い合わせ
☎63・3804

耐震診断

平成12年5月31日以前に建築された木造住宅および昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅で、地上階数が2以下かつ延べ面積が200㎡以下のものが対象となります。

上記の対象となった場合、耐震診断の費用が、木造は無料、非木造は2/3補助となります。

〔木造住宅の耐震診断の流れ〕



《申込期日》 令和4年1月31日(月)

耐震改修サポート事業



耐震診断により耐震性が不足すると判断された木造住宅について、耐震改修の専門家「耐震マネージャー」を無料で派遣します。

改修の工事内容や費用についての相談や、改修計画の提案を行います。

耐震マネージャーは、耐震診断により耐震性が不足すると判断された住宅の方なら、どなたでも相談することができます。

希望される方は、一般社団法人 和歌山県建築士会(☎073-423-2562)までお申し込みください。

和歌山労働局からの
お知らせ

事業主のみなさんへ

令和3年度の

労働保険年度更新について

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、年度当初に労働保険料を概算で申告・納付し、翌年度当初に確定精算することとなっています。この手続きを「年度更新」といいます。

事業場あてに年度更新用の申告書が郵送されますので、申告書を作成の上、6月1日から8月31日までの間に申告・納付をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症防止のため、申告書提出にあたっては、電子申請や郵送の積極的なご活用をお願いします。

詳しくは、和歌山労働局のホームページをご覧ください。和歌山労働局総務部労働保険徴収室(☎073・488・1102)までお問い合わせください。

住宅耐震改修工事の定額補助

～補強設計と耐震改修の総合的実施事業～

平成30年度から、住宅の耐震化をより一層促進するため、設計だけでなく一連で改修工事まで完了させるものを対象とする「補強設計と耐震改修の総合的実施事業」が追加されました。

これまでは設計と工事にそれぞれ定率補助を行う制度でしたが、一部を定額補助とすることで、自己負担の更なる軽減を図り、耐震化の実施を後押しします。

『補強設計と耐震改修の総合的実施事業の概要』



補助要件

- ◎ 右記の耐震診断を受け、その結果、耐震性が不足すると判断されていること
- ◎ 設計から改修まで一連で実施し、耐震性を一定以上まで向上させること
- ◎ すでに設計の補助金を受けていないこと

新しい補助制度

50万円(工事費の40%が上限)
+
定額66万6千円

**合計最大
116万6千円を補助**

以前の補助制度

- 耐震設計
〔補助率〕設計費の2/3 〔上限額〕13万2千円
- 改修工事
〔補助率と上限額〕工事費の2/3、上限60万円
+
工事費の11.5%、上限41万1千円
↓
合計最大101万1千円

《申込期日》 令和3年9月30日(木)

これまでよりも補助金アップ

これまでの設計補助、改修工事補助を活用する場合と比べて、新しい制度を活用することで補助金額が増えます。

自己負担なしで改修工事まで行うことも可能

設計費、工事費を低額に抑えるほど、現行制度に比べて補助金額が増えます。
例えば、設計費と工事費の合計が100万円以下の場合、自己負担が0となるケースがあります。

